

## 大阪府下におけるNICUの地域化

松村 忠樹

### I 大阪府下における地域医療体制

現在大阪府は大阪市の4地区、府下8地区に区分して、12ブロックに分けた医療体制がとられている。12ブロックの地区は次表の如くである。

表1

	ブロック	所属市，区，町，村
大阪市内	I	北，豊島，大淀，淀川，東淀川，旭
	II	福島，此花，西淀川，港，大正，西
	III	東，天王寺，南，東成，生野，城東，鶴見，浪速
	IV	阿倍野，住之江，住吉，東住吉，平野，西成
大阪府内	I	豊中市，池田市，吹田市，箕面市，能勢町，東能勢村
	II	高槻市，茨木市，摂津市，島本町
	III	守口市，寝屋川市，門真市
	IV	牧方市，大東市，四条畷市，交野市
	V	東大阪市，八尾市，柏原市
	VI	富田林市，河内長野市，松原市，羽曳野市，藤井寺市，太子町，河南町，狹山町，美原町，千早赤坂村
	VII	堺市
	VIII	岸和田市，忠岡町，熊取町，田尻町，岬町，阪南町

したがって新生児医療の地域化も、この体制に沿って組み立てるのが便宜でもあり、実際的でもある。

### II NICUベッドの必要数

昭和47年度の大阪府下における出生数176,094、新生児死亡率7.1である。

SweyerのNICU必要ベッド計算法によると、大阪府下における必要ベッド数は

$$\frac{7.1 \times 3}{60} \times \frac{176094}{1000} \approx 63 \text{ (beds) となる。}$$

### III 大阪府下各ブロックにおける未熟児病床の分布

大阪府医師会の昭和49年11月の病院調査資料によって、未熟児病床の分布をまとめると次表の如くである。表には同時に各区域の人口を記入しておいた。

### IV NICU配置の構想

大阪府においても大阪市、堺市を中心とするドーナツ現象があるので、府下における平均化され

表2

	ブロック	未熟児病室のベッド数別にみた病院数						人口(万)
		0～5床	6～10	11～15	16～20	21以上	不明	
大阪市内	I	8	2					290
	II	6	1	1			1	
	III	3	1	1	2	1	4	
	IV	5	1		1			
大阪府内	I	3	2	1			2	56
	II	2	1				1	82
	III			1		1	2	82
	IV	1					1	100
	V	1	3				1	48
	VI	2						69
	VII	2	1				1	65
	VIII	6	1		1			69

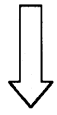
たNICUの配置が鍵になると思われる。

各地区の人口、交通網などを勘考すれば、大阪市のI、II、ブロック、大阪市のIII、IVブロック、府下I、IIブロック、府下III、IVブロック、府下V、VIブロック、府下VII、VIIIブロックの6地区に分けるのが合理的と思われる。

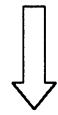
既存の未熟児ベッドは表2に見られるように、平均的に分布されているわけではなく、大阪市に集中している。府下では、IV V VI VIIブロックは、未熟児医療センターとなるべき病院はない。したがって、早急にNICUの地域化を行うためには、現状を最大限に利用した医療体制を確立するのが良策である。すなわち、既存病院にNICUセンターを置き、病院のない地区にブランチ施設を設置する。

大阪府下のNICU地域化を次のようにすることが適当と思われる。

NICUセンター			Branch institution
1. 大阪市内	北部	15ベッド	← 府下I、IIブロック
2. "	南部	15ベッド	← 府下VII、VIII、VIブロック
3. "	中部	15ベッド	(大阪市内)
4. 大阪府下III、IVブロック		15ベッド	← 府下Vブロック



**検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



## I 大阪府下における地域医療体制

現在大阪府は大阪市の 4 地区, 府下 8 地区に区分して, 12 ブロックに分けた医療体制がとられている。12 ブロックの地区は次表の如くである。